

○入間市観光協会観光イベントチャレンジ補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新たに入間市の観光誘客に繋がるイベントを行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、交流人口の拡大を図り、地域の経済を活性化させることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内で開催する観光イベントであって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 実行委員会形式で組織された団体であること。
- (2) 市内を主な活動拠点としていること。
- (3) 入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、市外に向けたPRに関する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 印刷製本費（ポスター、チラシ等）
 - (2) 広告料（テレビ、ラジオ、雑誌等）
- 2 補助対象経費は、他の補助金等の交付を受けているもの及び受けられるもの等を除く。
- 3 補助対象事業が悪天候により実施できなかった場合は、それまでに要した費用の内、補助対象経費及び委託費に係る違約金等とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）とし、50,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一年度につき1団体1回までとし、3回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、入間市観光協会観光イベントチャレンジ補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体の構成が分かる書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業の着手前に申請するものとする。

(決定及び通知)

第7条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、入間市観光協会観光イベントチャレンジ補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、入間市観光協会観光イベントチャレンジ補助金交付請求書(様式第5号)に入間市観光協会イベントチャレンジ補助金(交付・不交付)決定通知書の写しを添えて補助金の交付を会長に請求するものとする。

2 会長は、前項の規定による請求があったときは、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

3 補助金は、概算払ができるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後30日以内又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、入間市観光協会観光イベントチャレンジ補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて会長に報告するものとする。

- (1) 収支決算書(様式第7号)
- (2) チラシ、パンフレット等補助事業の実施に伴い作成したもの

- (3) 事業の実施状況が写真等で確認できる書類
 - (4) 入間市外からの参加者数を確認できる書類
 - (5) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
 - (6) その他会長が必要と認める書類
- (額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額を確定し、入間市観光協会観光イベントチャレンジ補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(取り消し等)

第11条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、入間市観光協会観光イベントチャレンジ補助金交付取消通知書（様式第9号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(返還)

第12条 会長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けた者がいるときは、当該補助金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させなければならない。

(検査)

第13条 補助事業者は、会長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合又は補助事業について報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

(経理)

第14条 補助事業者は、補助事業に関する収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を5年間整備保管するものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。